平成２６年（フ）第３６７号
大津市里７丁目９番５号
債務者　服鳥　陽助
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畑　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４９５９号
大阪府八尾市恩智中町５丁目92番地
債務者　阪上　保広
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９５号
大阪府泉大津市上之町１―17、住民票上の住所大阪府泉大津市清水町８番25号
債務者　豊島　雅史
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
兵庫県伊丹市鴻池４丁目６番16―202号
債務者　森田　信行
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２４７号
三重県津市高野尾町2386番地198、住民票上の住所奈良県橿原市内膳町４丁目３番17号
債務者　寺澤　英尚
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　秀夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
奈良県香芝市逢坂７丁目183―４、住民票上の住所奈良県御所市大字南十三66番地の１
債務者　平井縫工所こと　平井　崇靖
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　射場　守夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
広島市佐伯区利松３丁目13番８―７号
債務者　西　　俊子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和　宙優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５８号
広島県東広島市八本松西２丁目15番８号
債務者　今村　信之
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷脇　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８９号
広島市安佐南区緑井２丁目８番５―503号
債務者　武田　正崇
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４５号
徳島県徳島市南佐古五番町２番９―103号カ・メゾン南佐古、旧住所徳島市昭和町８丁目87―92―202号・徳島市住吉４丁目９番３―202号　第５三宅ビル
債務者　越智　一彦
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３４号
愛媛県松山市石手４丁目11番13号
債務者　岡村　義幸
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３５号
愛媛県松山市石手４丁目11番13号
債務者　岡村　邦子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２９４号
北海道山越郡長万部町字長万部394番地３
債務者　竹内　　泉
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３００号
函館市時任町９番６号　レジデンス時任305号
債務者　國安　信行
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３２５号
函館市八幡町８番３号
債務者　佐々木祐子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３３５号
北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山112番地１
債務者　大舩　　亨
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３３６号
北海道北斗市中野通１丁目９番１―102号
債務者　藤井　優子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
函館地方裁判所